



目 次

規 則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第18号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第24条中「すべての」を「全ての」に改める。

第63条中「並びに第73条の3第3項第1号及び第2号」を「、第73条の3第3項第1号及び第2号並びに第73条の6」に改め、「、同条第4項及び第73条の5第2項中「前項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する前項」と、第73条の3第5項中「第3項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第3項」と、同条第6項中「第3項又は前項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第3項又は前項」と、第73条の4第2項中「前項」とあるのは「第63条において準用する前項」とを削り、「前項」とあるのは「第63条において準用する前項」と、「自動車税額」とあるのは「自動車取得税額」と、第73条の6中「前条第3項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する前条第3項」と、「自動車税」とあるのは「自動車取得税」と、第73条の7中を「自動車税額」とあるのは「自動車取得税額」と、「次条」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第73条の6」と、第73条の7中「前条」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第73条の6」と、「次条第2項」とあるのは「第63条において準用する第73条の8第2項」と、「」に、「第63条において読み替えて準用する第73条の4第2項」と、第73条の8第2項中「前項ただし書」とあるのは「第63条において準用する前項ただし書」を「第63条において準用する第73条の4第2項」に改める。

第67条第2項第2号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第69条第1項及び第2項中「車いす」を「車椅子」に改める。  
第73条の5第1項中「報告書」を「報告書兼還付請求書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、取扱人の指定を取り消され、又は当該業務を廃止したときは、速やかに報告書兼還付請求書を提出しなければならない。

第73条の5第2項中「報告書」を「報告書兼還付請求書」に改め、同条第3項中「報告された」を「提出された報告書兼還付請求書に基づき、」に、「金額を、当該報告の後、始動票札の交付の際に当該始動票札の額面金額から控除することにより」を「金額から当該金額に係る次条に規定する収納計器取扱手数料に相当する金額を控除した額を」に改め、同項ただし書を削る。

第73条の6中「前条第3項の規定により」を「当該年度に交付される」に、「額面金額から」を「額面金額の総額から当該年度の」に改め、「（以下「有効表示金額」という。）」を削る。

第73条の7中「有効表示金額から収納計器取扱手数料」を「始動票札の額面金額から前条に規定する収納計器取扱手数料（次条第2項において「収納計器取扱手数料」という。）」に改める。

第73条の8第2項中「額面金額から返還等の時の表示金額（誤表示に係る金額を除く。以下同じ。）及び当該始動票札について交付した取扱手数料相当額（返還等の時の表示金額に対応する取扱手数料に相当する金額を除く。）」を「残額から当該残額に係る収納計器取扱手数料に相当する金額」に改める。

第76条の2第4項第1号中「財団法人日本自動車査定協会」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改める。

第77条第2項中「車いす」を「車椅子」に改める。

別表備考中「すべての」を「全ての」に改める。

別記第68号様式の2（裏面）注5中「地方税法施行令附則第7条第19項第3号」を「高齢者等居住安定化推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除きます。）の整備を行う事業に係る補助又はサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体」に改める。

別記第69号様式注を削る。

別記第119号様式の9及び別記第119号様式の10を次のとおり改める。

第119号様式の9（第73条の4関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）



始動票札交付申請書

高知県税規則第73条の4第1項の規定により高知県証紙代金収納計器始動票札の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

計器番号	額面金額	枚数	額面金額の合計	備考
	円	枚	円	
合計	(A)			
収納計器取扱手数料		(B)		
始動票札交付料		(A - B)		

第119号様式の10（第73条の5関係）

年 月 日

高知県知事

様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の職・氏名）



誤表示金額報告書兼還付請求書

高知県税規則第73条の5第1項の規定により、収納計器による自動車税額の誤表示について次のとおり報告し、併せて還付の請求をします。

日付	誤表示に係る自動車登録番号（軽自動車車両番号）	誤表示金額 (A)	収納計器取扱手数料 (B)	還付請求額 (A - B)	備考
		円	円	円	

上記については、誤表示であることを確認しました。

年 月 日

高知県中央東県税事務所長

別記第122号様式の2を次のように改める。

**第122号様式の2**（第76条の2関係）

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

印

中古商品自動車自動車税軽減申請書

高知県税条例第153条の2第1項の規定に基づき 年度分の自動車税の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

No	登録番号	登録年月日	車台番号	車名（ベクトネーム）	展示場の所在地及び名称	税額	軽減税額

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 一般社団法人日本自動車査定協会の発行する商品中古自動車証明書
- 2 軽減を受けようとする自動車（以下「対象自動車」という。）に係る4月1日現在の道路運送車両法第22条第1項に規定する登録事項等証明書
- 3 古物営業法第5条第2項の古物商の許可証の写し
- 4 4月1日から申請をする日までの間に対象自動車を売却等した場合は、当該事実を証する書類

別記第123号様式の2中「車いす」を「車椅子」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県税規則別記様式（別記第119号様式の9及び別記第119号様式の10を除く。）は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。